

生活保護 増額最大11%

来年改定 物価高配慮、減額見送り

厚生労働省は二十六日までに、生活保護で五年に一度の改定年に当たる二〇二三年度の支給額を公表した。物価上昇に配慮し、最大6%近く減額するはずだった世帯を据え置きとするほか、約11%増える世帯もある。ただ、据え置きや小幅増のケースでは物価高に追いつかず実質的な価値が減り、家計が苦しくなる人も出そうだ。

対象は食費や光熱費などに充てる「生活扶助」。金額は地域や世帯、年齢、収入によって異なり、改定は二三年十月に実施する。物価高や新型コロナウイルス禍を踏まえ、二三年〜二四年度は特例的に減額を見送り、据え置きか増額とする方針を既に決めていた。二五年度以降については、そ

の時の予算編成で改めて検討する。

生活扶助は、生活保護を受けていない低所得世帯と不公平がないよう改定している。今回は一般の低所得世帯との比較などによる検証に基づき金額をいったん算出。次に特例として、世帯一人当たり月千円を加算

し、それでも現行の支給額に届かない場合は減額せず、据え置きとした。

例えば東京二十三区など都市部で七十五歳単身の場合、今の支給額は月約七万二千円。検証段階では同約六万八千円で、本来は5・9%減となる。単身分の千円を加算しても現行額に届

かないため、据え置きとする。

一方、地方部の四十代夫婦と小中学生の子どもがいる四人世帯では、検証段階で現行の月約十四万一千円から8・3%の引き上げだった。さらに人数分の四千円を加えるため、実際は11・1%プラスの同約十五万七千円となる。

厚生労働省はこれまで最大8%減額になる可能性があるとの試算を示していたが、検証過程で計算方法を変更。減額となるはずだった割合は最大5・9%に縮まった。